

令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

■健全化判断比率

4つの指標すべてにおいて、早期健全化基準を下回っています。

実質公債費比率は、令和4年度から0.5ポイント上昇しました。

(単位：%)

指標名	早期健全化基準	令和5年度	令和4年度	令和5年度－令和4年度 (ポイント)
実質赤字比率	12.00	－	－	－
連結実質赤字比率	17.00	－	－	－
実質公債費比率	25.0	5.6	5.1	0.5
将来負担比率	350.0	－	－	－

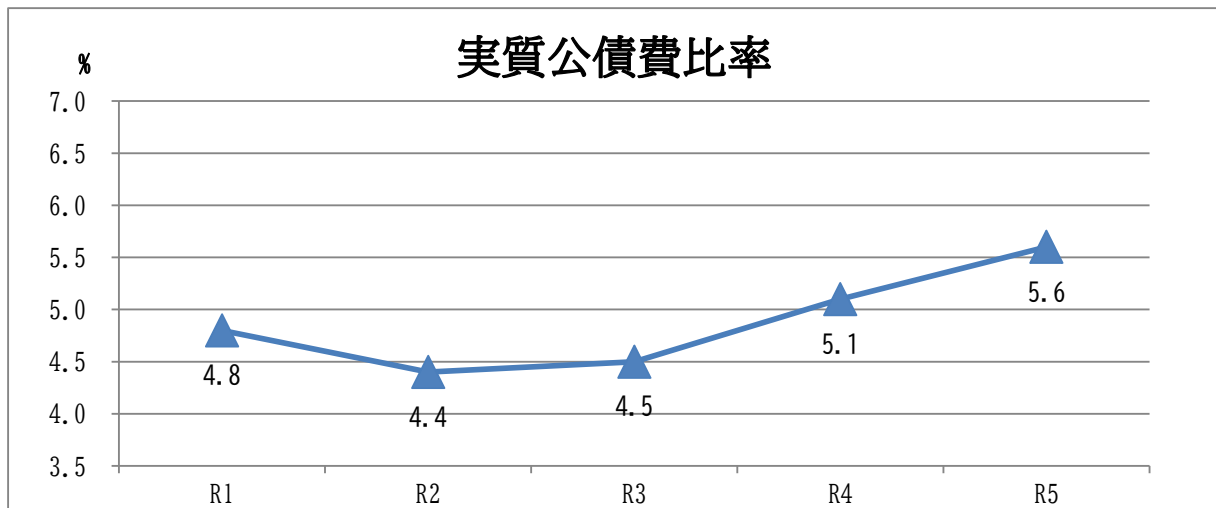
※1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は算定されないため、「－」を記載しています。

※2 早期健全化基準は、財政の健全化に取り組まなければならない基準で、各自治体の標準財政規模に応じ、国が定めた算式により算出します。

※3 各比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定め、計画に基づいて、財政の健全化に取り組む必要があります。

※4 用語の意味は、「用語解説」を御覧ください。

○実質公債費比率の推移



■資金不足比率

資金不足額（赤字額）はありません。

(単位：%)

会計名	経営健全化基準	令和5年度	令和4年度	令和5年度－令和4年度 (ポイント)
水道事業会計	20.0	－	－	－
下水道事業会計		－	－	－
農業集落排水事業特別会計		－	－	－

※ 資金不足額がないため、「－」を記載しています。